

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和6年2月20日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台北法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和6年2月20日から 令和6年9月30日まで (予定)	加美郡加美町字鹿原下北村、 字鹿原鹿原、字鹿原久保田、 字鹿原南田、字鹿原御伊勢 宮、字鹿原鹿原一番、字鹿 原水堀、字鹿原南原、字鹿 原谷地袋、字鹿原向畑の各 一部	土地改良事業